

どこに相談すればいいの？



実際に、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の**手続を進めるためにはどうしたらいいの？**

まずは、取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。早めの相談が、ガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、**取り得る選択肢を広げます。**



「経営者保証に関するガイドライン」について、詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



取引金融機関以外の相談窓口

中小企業活性化協議会

廃業段階では、弁護士等の専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けての助言、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートに向けての助言・支援を実施しています。
詳しくは、各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談ください。

- ▶ 中小企業活性化協議会HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>



ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。中小企業の再生・整理に適した特定調停スキームについてのご相談も受け付けています。
詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

- ▶ ひまわりほっとダイヤルHP
<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>
- ▶ 電話：0570-001-240
- ▶ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
10:00～12:00／13:00～16:00



早期相談が重要です！

- ▶ **廃業手続に早期に着手**することが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があり、保証人である**経営者個人の残存資産の増加や再スタートに向けた生活基盤の安定に繋がります。**
- ▶ 事業再生や廃業を決断するに当たっては、**取引金融機関や専門家との日々のコミュニケーションや早めの相談が重要**です。



経営者の皆様へ

**経営者保証に関するガイドライン
を活用してみませんか
～早期廃業と再チャレンジ～**



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

**金融庁・中小企業庁は経営者の
再チャレンジを応援します。**

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

「会社の破産」＝「経営者の破産」？



会社の経営が厳しく、廃業を考えている。経営者の個人保証がある場合、会社が破産すると、経営者も破産するしかないのだろうか？

法人が破産しても、「**経営者保証に関するガイドライン**」を活用※し、保証債務を整理することで、個人破産を回避し、再出発できる可能性があります。

※ガイドラインに基づき保証債務を整理した場合、経営者に一定の資産を残すことを認めています。



CHECK

経営者保証に関するガイドラインは、経営者以外の**第三者保証人も**利用可能です。



経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理と個人破産の比較

	経営者保証に関するガイドライン	個人破産
対象債権者の範囲	保証債権を有する金融機関、信用保証協会、債権回収会社（サービサー）、リース債権者、固有債務の債権者	全債権者
債権者の同意の要否	対象債権者全員の同意が 必要	債権者の同意は不要
信用情報登録機関	報告・登録 されない	報告・登録される
保証人の手元に残せる資産	自由財産 + インセンティブ資産 ※	自由財産

※インセンティブ資産を残すためには一定の要件があります。また、インセンティブ資産を求める場合は、法人の破産等手続終了までに、経営者保証に関するガイドラインの利用について意思表示する必要があります。

経営者保証に関するガイドラインの適用要件

ガイドラインに基づく保証債務整理を申し出る場合は、以下のような要件を充足している必要があります。

- 法人（主債務者）が法的整理（破産、民事再生等）や私的整理及びこれに準じる手続（準則型私的整理手続）を開始申立済みであること
- 対象債権者に経済合理性が期待できること
- 法人（主債務者）及び保証人が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、財産状況等について適時適切に開示していること

廃業時の保証債務整理に関する参考事例

金融庁では、金融機関の「『経営者保証に関するガイドライン』における廃業時の保証債務整理に関する参考事例」を公表しています。ガイドラインの活用を検討する際の参考としてください。

- 金融庁HP
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



どんな資産を手元に残すことができるの？



経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行った場合、**保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）は、個人破産の場合と比べてどうなるの？**

個人破産の際に残すことができる自由財産に加え、**経済合理性の範囲内で、一定期間の生計費、華美でない自宅等のインセンティブ資産を残せる可能性**があります。



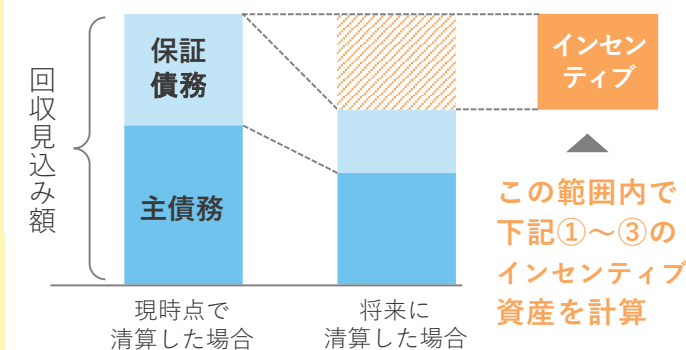
CHECK

廃業等の**早期決断**は、手元に残すことのできる資産の増加の可能性を高めます。



インセンティブ資産の金額

現時点で清算することにより、将来（最大3年程度を想定）に清算した場合よりも、回収見込み額が増加する額がインセンティブ資産の上限となります。



早期決断のメリット

廃業等を早期決断することによって、以下のようないメリットがあります。

- 事業が毀損する前に債務整理をすることで、売掛債権回収の極大化が図られるほか、早期売却価格ではなく市場価格で不動産等を売却できる
- 上記を通じて、金融機関に経済合理性が生まれ、手元に残すことのできる資産を増やせる可能性がある

経営者保証に関するガイドラインにおける残存資産

自由財産

- ① 債務整理申出後に新たに取得した財産
- ② 差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）
- ③ 99万円以下の現金
- ④ 拡張自由財産（破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、拡張が認められると考えられる財産）

インセンティブ資産

- ① **一定期間の生計費に相当する額の資産**（一定期間×月額33万円）※
- ② **華美でない自宅**
- ③ その他の資産（破産手続における自由財産の考え方や、その他の個別事情を考慮して判断）

※雇用保険の給付期間を参考に、保証人の個別事情等を勘案して検討